東洋史研究 第三卷 第一號 昭和十二年十月發行

五等爵制の成立

——左氏諸侯爵制說考——

小川茂樹

一

周代の封建諸侯が公・侯・伯・子・男の位階をなす稱號を有し、之に應じて異つた身分的な資格を有してゐたと云ふ所謂諸侯の等爵制は、儒家の經典特にその禮書に多く記述せられる所である。周禮の如きは諸侯の公・侯・伯・子・男の爵に伴つた禮遇の等差を有ゆる生活の部門に亘つて定めた規制によつて全書が被はれてゐると云つても過言でない位である。此の種の諸侯國の等爵に應じた萬般の制度を貫く機械的な等殺制の體系を更に簡明に表したものは禮記王制篇の記述である。禮記王制篇の諸侯等爵制は孟子萬章篇の系統を引き、多少改修を加へたものである。周禮及び禮記王制は何れもその製作年代が不明である。諸侯等爵制の起原或は成立等を研究せんとするならば、先づ可成り製作年代の明らかで戰國時代の作品たること疑無い孟子が出發點とされねばならない。王制と孟子との問題の條文を對照して下に掲げる。

禮記王制第五。

王者之制祿爵。

公侯伯子男凡五等。

諸侯之上大夫卿・下大夫・上士・中士・下士凡五等。

天子之田方千里。公侯田方百里。伯七十里。子男五十里。

不能五十里者。不合於天子。附於諸侯。曰附庸。

天子之三公之田視公侯。天子之卿視伯。天子之大夫視子男。天子之元士視附庸。

諸侯之下士。視上農夫。祿足以代其耕也。中士倍下士。上士倍中士。下大夫倍上士。卿四大夫祿。君十卿祿。

次國之卿三大夫祿。君十卿祿。

孟子萬章章句下

北宮錡問曰。周室班爵祿也。如之何。孟子曰。其詳不可得聞也。諸侯惡其害己也。而皆去其籍。然而軻也。嘗聞其略也。

天子一位。公一位。侯一位。伯一位。子男同一位。凡五等也。

君一位。卿一位。大夫一位。上士一位。中士一位。下士一位。凡六等。

天子之制。地方千里。公侯皆方百里。伯七十里。子男五十里。凡四等。

不能五十里。不達於天子。附於諸侯。曰附庸。

天子之卿。受地視侯。大夫受地視伯。元士受地視子男。

大國地方百里。君十卿祿。卿祿四大夫。大夫倍上士。上士倍中士。中士倍下士。下士與庶人在官者同祿。祿以代其耕也。

次國地方七十里。君十卿祿。卿祿三大夫。大夫倍上士。

小國之卿倍大夫祿。君十卿祿。

孟子は冒頭に周の諸侯を始め一般の爵祿の制度の文獻は、春秋或は戰國の諸侯にとつて不利なる爲、悉く廢毀されて仕舞つたので、自分の述べる所は全く傳聞した所だと斷つてゐる。孟子の云ふ如く周代の爵祿制度の文獻が嘗て存在し、周の諸侯列國により故意に堙滅せしめられたものか否かは問題であるが、孟子が據るべき成書の文獻を持たなかつた事は確かである。然し孟子は傳聞を何等の方面から得たかゞ問題である。吾人は之を春秋の經に對する解釋學である春秋傳より承けたと考へるのであるが、之は後に讓る。

禮記王制では諸侯を公・侯・伯・子・男の五等としてゐるが、孟子では天子を一位とし、子男合せて一位として五等としてゐる。もし王制が諸侯五等制をとるとせば、孟子は天子を除いて四等制をとるものである。王制は次に諸侯の臣下の卿・大夫・上士・中士・下士の五等を考へるが、孟子はそこにも君を一位入れて六等としてゐる。王制の五等諸侯は諸侯の臣五等と相對照するもので、孟子の方が未整理であつて王制の方が外面の形式は整つてゐることは此點の比較でも明らかであるが、特に孟子が公・侯・伯に次いで子男を合せて一位としてゐる點は注意せられる。

「爵」は本來「齒」或は「親」と對立する觀念である。孟子は『天下有達尊三。爵一齒一德一。朝廷莫如爵。

上士倍中士。中士倍下士。下士與庶人在官者同祿。祿足以代其耕也。

小國地方五十里。君十卿祿。卿祿二大夫。大夫倍上士。上士倍中士。中士倍下士。下士與庶人在官者同祿。祿足以代其耕也。

鄕黨莫如齒。輔世長民莫如德。』（公孫丑下）と云つてゐる。朝廷、鄕黨に對して輔世長民は具體的の社會的集團を地盤とするものではないから、之を省いて『昔有虞氏貴德而尙齒。夏后氏貴爵而尙齒。殷人貴富而尙齒。周人貴親而尙齒。』（禮記祭義篇）に現れて來る「親」の語を取り、その地盤として鄕黨と對立して『宗族稱孝焉。鄕黨稱弟焉。』（論語）の宗族を考へたい。宗族の宗廟等の會、鄕黨の鄕飮酒の禮、朝廷の朝會の儀に於て位次の決定の標準となる基本觀念が夫々「親」「齒」「爵」である。宗族卽ち血族團體に於ては血緣の疏密、鄕黨の隣保團體にあつては年齡の高下が會合の位次を決定する要素である。爵は白虎通爵篇に『爵者盡也。各量其職。盡其才也。』とあつて、政治社會である朝廷に於いては才或は功を量り、職により給せられる後天的な資格である。朝廷の會の位次は之によつて決せられる。

漢書百官表には秦爵に起原する漢爵二十級を擧げてゐる。爵は身分的な資格を示し、種々の段階特權を伴ふものであるが、本質的に朝廷の位次を決定するものであり、何よりもそれ自身が單なる稱號でなく上下の位級を形成せねばならぬ。

諸侯に於ける爵は常に普通の臣下のそれと異つて、天子の朝廷或は諸侯相互の會盟に於ける位次を決定する標準たるべきである。爵が本質的に位級であるべきであるとするならば、王制の公・侯・伯・子・男の五等制は爵の制度としては最も完成してゐる。之に反して孟子の子男を合して一位とするの四等制は、子男は個々の稱號であつて尙それ自身位をなさず完全な爵とは成つてゐないのである。

然し一方王制に於ても次の公侯等の國の領域の廣さを規定する段に至つては孟子と同じく天子方千里以下公侯百里・伯七十里・子男五十里と記する。天子を除いて諸侯のみに就て云へば、公侯・伯・子男の三等制であつて

五等制ではない。不徹底に見えた孟子の四等爵制は、子男及伯に於て却つて之と合致し、公侯を分つ點が異るのみ、完全に見えた王制の五等制は公侯と子男とに於て田制の三等制と背馳する結果となる。

王制及孟子はその下に公侯の百里の國を大國とし、伯の七十里の國を次國とし、子男の五十里の國を小國として、各々國の卿・大夫・上士・中士・下士の祿を定める詳細の條文が附加せられてゐる。王制及孟子の諸侯五等或四等爵制は、同時に採用した諸侯の國の領域・卿大夫封祿の三等制との間に大なる矛盾を包含してゐる。孟子及王制には一方に於ては諸侯の五つの稱號の位級制と云ふ理論、他方に於ては、諸侯の領地の廣さ之より派生する家臣封祿高に於ける三等制の理論との二つの獨立した要素を接合せるものである。この二つの要素は春秋左氏傳に於て如何に現はれてゐるか。以下に之を吟味すべく先づ春秋諸侯三等制の理論を見やう。

二

春秋の諸傳中今文家、特に公羊學派の春秋諸侯の爵制に三等なることを明瞭に說いてゐる。公羊傳隱公五年傳文に『天子三公稱公。王者之後稱公。其餘大國稱侯。小國稱伯子男也。』と云つて、公・侯・伯子男の三等制を考へてゐる。公羊傳の三等制說に就ては後に詳述する。茲では公羊傳では孟子王制の三等制公侯・伯・子男制とは多少異り、公・侯・伯子男の三等制が明瞭に說かれてゐる事を指すに止める。

之に對して左傳の諸侯爵制說に就ては左傳の內に餘り明瞭には述べた箇所がないが爲に今迄割合に閑却されてゐた。章太炎の遺著「春秋左氏疑義答問」卷一に

問。傳稱。（僖公二十九年）在禮。卿不會公侯。會伯子男可也。吳語稱命圭有命。固曰吳伯。而春秋但書吳子。公羊

亦云春秋伯子男一也。（桓公十一年）義與此合。據周官（天官大司盟）。上公九命。侯伯七命。子男五命。今春秋序班悉異。豈非素王改制之徵。

按自厲王流彘。天子失官。宣王中興。必多損益。其後桓文迭伯。事與古殊。傳所稱禮。自是時王新令爾。魯語稱叔孫穆子言。伯子男有大夫無卿。帥賦以從諸侯。傳稱申之會。子產獻伯子男會公之禮六（昭四年）。平丘之會。子產言鄭伯男也（昭十三年）。並以伯子男爲同班。二子在春秋未修以前。豈懸知素王改制事邪。吳本伯國。自桓文攘夷。內外有截。夷狄雖大曰子。此當時之定法。又與伯子男同班之說異也。公羊不嫺典禮。獨此一說與左氏爲近。然素王改制。彼傳本無明文。特仲舒輩傳會成之。乃云文家五等。質家三等。此爲負公羊爾。

と、左傳及び國語に於ては公侯と伯子男との二等制說が取られ、伯子男を同一位にあるとする點に於て公羊傳說と合致する事を說いた事は注意に値する。

左傳の諸侯爵制と公羊の三等制との關係を指摘した學者には古くは惠棟があり、「左傳補注」中に、章氏の問題とした昭公二十三年傳文の『鄭伯男也』を引用して『董仲舒春秋繁露云。周爵五等。春秋三等。合伯子男爲一爵。故云伯男也。外傳作伯南。古南男字通。公羊桓十一年。鄭忽出奔衛。傳云。忽何以名。春秋伯子男一也。辭無所貶。何休云。春秋改周之文。從殷之質。合伯子男爲一。』と云ひ、周語の鄭伯南也の南と男とは音通なること、此の昭二十三年傳文と魯語の文は鄭伯を男と定義するものであり、公羊說と合致すと考へた。

更に陳立は「句溪雜著」中に「鄭伯男也說」を揭げ、鄭衆服虔の『鄭伯爵在男服也』の說は鄭の位置、京師より去る所の距離が周制の王城千五百里の男服に當らざることを理由とし、又賈逵の『男當作南。謂南面之君』說は子產の貢を爭ふ際の語としては意味通ぜざるの理由で、又鄭志の『男子男也。周之舊俗。雖爲侯伯。皆食子男之

地。』王肅注の『鄭伯爵而連男言之。猶言曰公侯。足句詞也』と云つたのも臆解として、凡て排撃し『左傳僖九年云。王曰小童。公侯曰子。明公與侯皆降等从伯子男之稱矣。……要之伯與子男俱爲一等。故僖二十九年左傳云。卿不會公侯。會伯子男可也。明公與侯尊。不敢與會伯子男卑。故可是亦以三爵爲一等。此云鄭伯男也。言鄭國伯爵。男猶之也。擧其至卑者。自承與爭貴之意。似合二傳之說。本無差異。其周禮之五等。孟子之伯一位。蓋古籍散亡。不無所聞異詞。』として、鄭伯は男なりとは、一位の伯子男の中の最卑の男を擧げて官重き貴爵に非らざるを辯じたのであつて、左傳說も本來は公羊傳と同樣に伯子男一爵說なりと斷じてゐる。

章太炎の說は惠棟に發せられ、公羊學者陳立によつて稍精して論證せられた左傳の『鄭伯男也』の句に就て鄭伯は男と一爵なりの解釋が、公羊家の伯子男一爵說に合致する事を、更に古文家の立場に立つて左傳中心に考へて見たのである。『鄭伯男也』の句に就ては最近顧頡剛氏は「戰國秦漢間人的造僞與辨僞」の論文の內で傅斯年の「五等爵論」に贊し、公・侯・伯・子・男の五等は周代に實在せず、眞正の五等爵は書康誥の『侯・甸・男・邦・采・衞』に見える侯・甸・男・采・衞であると主張し、左傳の『鄭・伯男也』及『曹爲伯甸』(定四年)を解して伯は長の義にして鄭は男の長、曹は甸の長を意味した。甸男制が忘却せられた後、只鄭と曹とは伯とだけ呼ばれるに及んだと云ふ新解釋を提出せられた(史學年報第二卷第二期二二四頁)。顧氏の新解釋にして成立するならば、左氏伯子男一爵說の重要なる根據の一が崩壞するの結果に至る。顧頡剛氏の說の批判は後に述べる。兎に角こゝに一の問題があることが注意せられる。

次に左氏の伯・子・男一爵說に對する一の障害となる如く見えるのは杞子用夷禮の事である。左傳の僖公二十三年經文に『冬十有一月。杞子卒』に對して傳文は『杞成公卒。書曰子。杞夷也』と云ひ、同二十三年經文の『春

杞子來朝』に對して傳文は『春。杞桓公來朝。用夷禮。故曰子。公卑杞。杞不共也』とあり、襄二十九年經文に『杞子來盟』の傳文には『杞文公來盟。書曰子賤之也』として三度迄杞子の夷禮を用ひた爲に貶された事を記する。二十三年經文の杜注に『成公始行夷禮以終其身。故於卒貶之。杞實稱伯。仲尼以文貶稱子』の注にも見える如く春秋の莊公二十七年『杞伯來朝』以來多く杞伯と書せられた杞國が、杞子と稱せられたのは仲尼が夏朝の後なる杞が夷に化せられたのを罰して魯史の舊文を改めた新意であるとするのである。之は明らかに伯爵と子爵と同一位でない事を示すものであつて、左傳伯子男一爵說の最も有力な反證をなす樣である。

杞は桓公三年、及十二年經に杞侯と書せられてゐるが莊二十七年經に至つて杞伯と書せられ、僖二十三年に至り杞子と書せられ、中間又杞伯と稱せられたが、襄二十九年に至つて再び杞子と書せられた。杞侯が始めて杞伯と書せられた僖公二十三年杜注には『無傳。杞稱伯者。蓋爲時王所黜』としてゐる。更に孔氏正義には杞は本公爵なりと記する位で、春秋中に於て・侯・伯・子の三を雜用せられてゐるのである。

劉逢祿は左氏春秋考證中に於て左傳に書曰と冒頭した孔子が魯史の春秋舊文を改めた書法を說明した理論に屬する部分は、前漢末劉歆が公羊傳等に模倣して附加竄入した處だと論じてゐる。果して劉歆の附加か否かは今尙決定的に云へないが、兎も角、書曰の文が、左氏傳中に於て最も晩期の附加ではないかとの疑のある箇所であることだけは注意せられねばならぬ。此の『書曰子。杞夷也』の三度現れる句の如きも、此の附加の部分では無いかと先づ疑はれる。近くは陳槃氏の如きは「增訂春秋杞子用夷貶爵辨」（禹貢第七卷第一・二・三合期）に於て更に全面的に春秋用夷貶爵と云ふ左傳の書法の無稽なることを駁してゐる。されば此書法の如きは左傳伯子男一爵說に對する餘り重大な反證を爲すものではなからう。

左傳の公・侯・伯子男三等爵制に對する反證は原本左傳に關する限り一應は問題外に置かれたが、尙疑問は解消し盡さない。伯子男一爵制の史料として鄭伯男也以外に第一に前述の章氏說にも擧げられた昭公四年傳文の記である。申の會盟の覇者楚王が宋左師と鄭子產に會盟の禮を問ふたに對して、左師は『小國習之。大國用之。敢不薦聞。』と云つて、『獻公合諸侯之禮六。』と、子產は『小國共職。敢不薦守。』と云ひ『獻伯子男會公之禮。』と云へば、宋國の傳へた公が諸侯を會する禮と鄭國の守る伯子男の公に會する禮とが二つ對立して用ゐられてゐる。是左傳の公と侯と伯子男の三等制を支持する強き證據を提供する。

次には章太炎がその所論の始めに引いた史料がある。卽ち僖公二十九年、經文に『夏六月。會王人・晉人・宋人・齊人・陳人・蔡人・秦人。盟于翟泉。』とあるに對して傳文は『夏。公會王子虎・晉狐偃・宋公孫固・齊國歸父・陳轅濤塗・秦小子慭。盟于翟泉。尋踐土之盟。且謀伐鄭也。』とあつた後に『卿不書。罪之也。在禮。卿不會公侯。會伯子男可也。』と云つて、經文に魯僖公を始め周の王子虎以下の列國の卿の名を略された理由を說明する春秋の書法を述べた條である。されど僖公二十九年傳文は左傳の記事の文ではなく春秋の書法を述ぶるの文である。もし伯と子との二爵說を前提とする杞子用夷貶の書法が、その性質上春秋書法說明の理論で記事の文で無い事によつて、晩期の附加かも知れぬと云ふ理由で捨てられたとすると、此の文も亦同樣な理由で留保を附せられねばならぬ。結局最も一應信賴すべきものとして前述の昭公四年の文が殘るのみとなるのである。

之に對して一見伯と子男とを分けて二爵とするを示す史料がある。哀公十三年夏吳と晉とが黃池の會に際して覇者の權を爭つた。吳王夫差は會に出席した魯哀公を吳國の私屬の諸侯として、會合に際し魯公を自ら引率し晉侯に謁見せしめんとした。魯子服景伯が吳使者に之を斷つた外交辭令に『王合諸侯。則伯帥侯牧。以見於王。伯

合諸侯。則侯帥子男。以見於伯。自王以下。朝聘玉帛不同。敝邑之職貢於吳。有豐於晉。無不及焉。以爲伯也。今諸侯會。而君將以寡君見晉君。則晉成爲伯矣。敝邑將改職貢。魯賦於吳八百乘。若爲子男。則將半邾以屬於吳。而如邾以事晉。且執事以伯召諸侯。而以侯終之。何利之有焉。』と云つてる。魯子服景伯の言によると、杜注には伯は諸侯長とあつて、卽ち覇者が諸侯を會合する時は侯が子男を率ゐて伯に謁見させるのが禮であり、子男は侯と伯とに職貢を賦し、兩方に私屬すると云ふ。伯と侯と子男の三等爵を取つてゐる樣に見える。之は公・侯・伯・子・男の五等爵に對して伯・侯・子男の三等爵を擧げる樣に見える點に於て、非常な異色の記事である。伯を覇者の稱號として最高位に置き、次に侯、次に子男を位せしむる。もし五等爵制を周代の固定的の爵制とする傳統に執着するならば、杜注の如く公・侯・伯・子　男の中の伯が覇者の伯と紛れる爲に脫せられ、子男が代表とされ、侯の方も公が代表すると說明するのも一法かも知れない。然し公・侯・伯・子・男の五等制を周の固定せる爵制と見ないならば、此の傳文を文字通りに解して、伯・侯・子男制なるものを考へる事が可能である。

伯・子・男を一爵とする說の根據となる史料は左傳の書法の文を除いては、『鄭伯男也』と云ふ鄭の子產の辯及び申之會で鄭の子產が楚王の會盟禮の問に應じて伯子男が公に見える禮を獻じたと云ふ二文である。何れも鄭の子產の言行と傳へられてゐるのである。之に對し伯者の伯を上に侯・子男と續ける制度は魯の子服景伯の言と傳へられてゐる。此等の魯及鄭の二賢者の辭令に現はれて來る覇者の會盟に際する諸侯の列位及之と應じる貢賦の等級制の問題は、左傳の諸侯爵制を論ずるに當つては頗る貴重なる史料を提供するものである。此等の辯が果して子產、或は子服景伯その人の實際の外交辭令であるか否か、勿論問題となる。然し之は當時の歷史情勢を精査すれば或程度まで判定が出來るが、之は第五節に讓る。

三

元來左傳には、諸侯の爵制に就ての說は餘り明瞭に表明されて居ない。公侯伯子男の諸侯五等爵制の位級を記した條は僅に指を屈する程しかない。之に反し侯國內の卿大夫の身分を示し、天子よりの策命の儀の厚薄を表はす命數等は屢正確に記錄する。例へば僖公三十三年八月傳文の『(晉)襄公以三命命先且居。將中軍。以再命命先茅之縣賞胥臣。曰擧郤缺子之功也。以一命郤缺爲卿。』は晉襄公の臣下策命の際の命數を正確に書くものである。成公二年傳文の『公會晉師于上鄍。賜三師大路三命之服。司馬司空輿師侯正亞旅。皆受一命之服。』は、魯成公が他國の晉の將帥への策命の際に賜る朝服の命數を明示する。襄公十九年傳文には『公享晉六師蒲圃。賜之三命之服。軍尉司馬司空輿尉侯奄。皆受一命之服。』と云ふのも同例である。魯國の卿の命數も、昭公十四年傳文に『叔孫昭子比再命。及平子伐莒克之。更受三命。』として明記されてゐる。之等はその一例に過ぎない。

諸侯に對する錫命の禮及び賞賜の策命の內容を記するものは左傳中にも其の例乏しくない。僖公二十八年の傳文に晉文公が覇者となつた際の策命の內容を詳記するが晉侯は侯伯とされ、大輅之服等を賜つたのであるが、此の命數は記してない。齊魯に對する度々の賜策命に於ても、魯侯齊侯の命數等、諸侯の爵制に應じた身分を示す標準には少しも觸れてゐない。

公・侯・伯・子・男の五等諸侯の位級を完全に書き下した箇所は僅に襄公十五年傳文のみである。楚康王が令尹公子午・右尹公子罷戎以下よく英才を登用し、國人を靖んじた事の後に加へられ『君子謂。楚於是乎能官人。官人國之急也。能官人則民無覩心。詩云。嗟我懷人。寘彼周行。能官人也。王及公侯伯子男甸采衞大夫。各居其

列。所謂周行也。』と云つた。楚國内の卿大夫の任用を賞める辭として、わざ〳〵公・侯・伯・子・男の五等に甸采衞を附加して諸侯の等級を詳細に示さんとした。殊に後の田男采衞の服制說の附加は、周書康誥の『四方民大會。侯甸男邦采衞百工。』の句より得來つた知識である。この康誥の序句四十八字は宋以來或は洛誥の錯簡かと疑はれてゐる疑問の句である。周書中でも召誥篇には諸侯の服を說いて『命庶殷侯甸邦伯』とあつて、采衞の語なく、顧命篇に『王若曰、庶邦侯甸男衞』康誥と一連の酒誥には『侯甸・男衞邦伯』及『侯甸男衞』として衞字が附加されるが采字が見えない。采服の名は禹貢篇に、五百里侯服中に百里采二百里男邦を始め周禮大司馬職に『男服外方五百里爲采畿』（畿佚周書職方解作服）とあるに見える。何れも周初の確實な文獻ではなくして、春秋或は戰國の時代に屬すと考へられる文獻に初見する處である。此采字の附加は康誥序句の晩出を示す一證と考へられる。左傳の君子謂の辭に於て、公侯伯子男に續けて甸采衞とあるのは、全く五等爵制公侯伯子男と康誥の序句『侯甸男邦采衞』の服制との奇怪な習合に過ぎず、此の采字の存在だけでも左傳の君子謂以下の內容の成立の晩期なるべきを想像せしめる（東方學報第八卷、拙稿「新出檀伯達器考」註三參照）。

その他諸侯五等爵制を書いた左傳の文は前引の僖公二十九年傳文の『卿不書。罪之也。在禮。卿不會公侯。會伯子男可也』の如く左傳の春秋書法を論じた部分にある。

又諸侯の爵制に就ての記述も例へば桓十年傳文の『初北戎病齊。諸侯救之。鄭公子忽有功焉。齊人餼諸侯。使魯次之。魯以周班後鄭。鄭人怒。請師於齊。齊人以衞師助之。故不稱侵伐。先書齊衞。王爵也。』と云つて居る。傳の本文は魯が諸侯會盟の班卽ち列位の順序を周の舊制に從つて鄭國を後としたに對して鄭が怒つた事に就き、書法を說明し、先づ齊衞を書いたのは王爵なればなり、王爵に據つたものと云つてゐる。盟會の位次を決定する

ものは諸侯爵制なりとの明瞭な意識は左傳の書法の部分に出てゐるのである。

又隱公十一年の傳文に『六月戊申。公會齊侯鄭伯于老桃。壬戌。公敗宋師于菅。庚午。鄭師入郜。辛未。歸于我。庚辰。鄭師入防。辛巳。歸于我』の後に『君子謂。鄭莊公於是乎可謂正矣。以王命討不庭。不貪其土。以勞王爵。正之體也。』と附加する。鄭莊公が自ら占領した郜の邑を魯に讓つたのは、魯の侯爵に比し鄭が伯爵であつて、低位の爵の諸侯として高位の爵の諸侯に讓つたのは禮を知るものとして賞讚した。是も亦諸侯の爵制の意識の明白に表されてゐるのが、左傳中に於ても最も晚期の附加ではないかと疑はれてゐる君子謂の句中にある例である。

されば前引の昭公四年、宋向戌が公會侯之禮、鄭の子產が公會伯子男之禮を楚王に賜つた條が左傳の本文中にあつて、稍五等爵の完全な位級化を示すが如く見える一例を除いて五等の完全な位級制を示す文獻はもとより、諸侯に於ける爵制の存在に言及する左傳の文章は、或は君子謂く云々の句の中に、或は書曰の春秋の筆法を說明する文句の中に存在するのである。之等は左傳に於いては、その附加が何時の時代にあるかは問題としても、兎に角左傳本文の內にあつては附加的部分であり、製作時代が概して晚期に屬することは度々指摘した通りである。されば左傳の附加的部分を除き原本的部分である本文の內では、完全せる諸侯五等爵位級制の意識が尙明瞭に現はされてゐぬと云ひ得るのである。

四

左傳の原本的な部分に於て諸侯五等爵制の意識は尙十分に現れず、又諸侯の間の爵による身分の等差の體系は尙十分に完成したものとしては現れてゐない事は前節に指摘した如くである。左傳には諸侯自身の稱號位級と一

應分離した諸侯の國の格式が意識にのぼり、その格式により、諸侯及諸侯の卿大夫の相互の間の禮遇が規定されてゐる。此諸國の格式は以下にも述べるが如く大國・次國或は列國・小國の如き國の領域の大小に依存する名稱によつて表現されてゐるのである。

成公二年傳文に晉の荀庚と衞の孫良夫とが魯に來り盟ふた時、魯では二國の二卿の禮遇を如何にすべきか問題となつた。魯成公の諮問は『中行伯之於晉也。其位在三。孫子之於衞也。位爲上卿。將誰先。』と云ふことであつた。臧宣叔は『次國之上卿。當大之中。中當其下。下當其上大夫。小國之上卿。當大國之下卿。中當其上大夫。下當其下大夫。上下如是。古之制也。衞在晉不得爲次國。晉爲盟主。其將先之。』と答へた。此の大國・次國・小國に就て、杜注は『古制。公爲大國。侯伯爲次國。子男爲小國。』として古制は公・侯伯・子男との三等爵に配分してゐるが、更に『春秋時以强弱爲大小。故衞雖侯爵。猶爲小國。』と云つた。孔氏正義も『古制公爲大國。侯伯爲次國。子男爲小國。以土地之大小命數等差也。春秋之世。彊陵弱。大吞小。爵雖不能自改。地則以力升降。諸侯聚會。彊者爲雄。史書時事。大小爲序。此事不可改易。仲尼卽而用之。宋公在齊侯之下。許男在曹伯之上。不復計爵之尊卑。故衞雖侯爵。猶爲小國。以地狹小故也。』と述べ、現實の領土の廣さが大中小國の標準であつて、公侯伯子男の爵を基準とする三等制ではないと斷つてゐる。此の臧宣叔の辯に出て來る大國・次國・小國の用語は正に孟子・王制に出て來るものと同一である。孟子・王制は卿と大夫の二等につき其祿は國の大小により差あるを規定するが、臧宣叔の各國の卿に三等、大夫に三等を考へるのは餘りに形式的であり、禮數等殺を弄した觀があつて、果して周の古制度であるか否かは勿論問題であるし、此の禮說と孟子等の說との關係、その發生の時代の早晩は俄に斷じられぬ。卿・大夫の身分に就ての繁雜な上下を規定するに意を用ひるに反して、諸侯の方では

五等爵を恰かも無視するかの如くであり、大國 次國・小國の用語のみを表面に現してゐることは注目に値する。大國・次國・小國の諸侯國の等級制は左傳中には他に見當らぬけれども、此と類して此の內次國を除いた大國小國の用語が屢現れて來る。

襄公元年經文に『邾子來朝。冬。衞侯使公孫剽來聘。晉侯使荀罃來聘。』に對して傳文は『九月。邾子來朝。禮也。冬。衞子叔晉知武子來聘。禮也。凡諸侯卽位。小國朝之。大國聘焉。以繼好結信。謀事補闕。禮之大者也。』とあつて、左氏凡例と見做さるゝ部分に晉衞を大國とし、魯を小國とする大國・小國の用語がある。

然し左傳の筆法を說明する凡例を除いた左傳の最も中心內容をなす本文の部分に於ても大國小國の用語例は非常に頻繁に見出される。襄公十九年傳文に魯季武子が晉に如き晉侯の享を承け、晉卿范宣子の黍苗を賦したに對し季武子再拜して『小國之仰大國也。如百穀之仰膏雨焉……。』と云つた。此小國は魯を大國は晉國を指す。季武子の言は一の謙辭であつて、同じ侯國でも霸者晉國は大國、魯國は小國の禮制上の區別が有つたとは見られないと考へられるかも知れない。然し一方では大國小國の語は單なる謙辭ではなくて一般の通用語ともなつてゐる。

襄公二年傳文に『楚公子申爲右司馬。多受小國之賂。以偪子重子辛。楚人殺之。』とある。小國は爵制との連絡無く、楚の如き霸王の大國に對して隷屬する諸弱小國の意味である。之に對して襄二十五年傳文、晉に使した鄭の子產が、鄭の陳國を擊つた理由を詰問せられたに對する辭に『且昔天子之地一圻。列國一同。自此以衰。今大國多數圻。若無侵小。何以至大焉』と云つてゐる。大國は明らかに複數であつて、鄭の如き列國よりすれば強國たる晉・楚或は齊の如きをも暗に指す極めて一般的の名稱の樣に見える。

而して此等の小國よりすれば複數の大國間にあつても、現實の中原の霸者は又その間でも大國と稱されてゐた

のは事實である。襄公二十三年傳文に、齊莊公が襄公十八年に晉に敗れた平陰の戰の復讐として晉國の征討の師を興さんとするや、晏平仲は『君恃勇力。以伐盟主。若不濟。國之福也。不德而有功。憂必及君。』と、崔杼は『臣聞之。小國間大國之敗而毀焉。必受其咎。君其圖之。』と交々諫言した。崔杼の所謂大國は晉を小國は齊を指す。此の大國小國の語は齊侯と其大臣との間の問答であつて一概に謙辭とは見られない。桓公の世に一度は中原に覇を稱した齊侯國にして、たとへ齊侯の驕慢を戒めるの意ありとしても、晉を大國と呼び自ら小國としてゐるのは何故であろうか。崔子の大國は晏平仲の語にある『盟主』の語に對して用ひられ、崔子は又その直後陳文子に語つて『以(晉)爲盟主。而利其難。』と云つてゐる。齊國から晉が大國と呼ばれる理由は一にその盟主即ち覇者の國たるに存する樣である。襄公二十五年前後は中原の覇者晉に對し、南國の小國を率ゐ更に中原を窺つてゐる現實の南國の覇者楚國があり、云はゞ晉楚兩覇國對立の時代である。鄭は常に晉楚兩覇國の間に介在して居就に苦んでゐたのである。襄公三十一年傳文に鄭子產は晉侯に對して『以敝邑褊小。介於大國。誅求無時』と云つた。大國は楚と晉二國を指す事は明らかである。故に襄二十五年傳文の子產の云ふ所の複數の大國も實は現實の二覇國晉・楚を特に指すと解し得られる。此の晉楚二覇國對立狀態は遂に襄公二十七年宋の盟に至つて二覇の連立會盟の結果となつた。此の際に晉趙武と楚の屈建との間に盟の先後の猛烈な論爭が行はれたことは傳文に詳しい。この宋盟に就て傳文は更に宋子罕の辭として『凡諸侯小國。晉楚所以兵威之。畏而後上下慈和。慈和而後能安靖其國家。以事大國。所以存也。……』とある。晉楚二國を大國としてその他の諸國、齊・魯・蔡・衞・陳・鄭・許・曹等を小國と呼んでゐるのは當に此の例である。されば左傳に於ては一般的には覇者の國を大國、それ以外の諸侯國を小國の名稱を以つて呼んでゐる事が認められる。襄公二十八年傳文に、晉に朝した歸路鄭に立寄つた

蔡侯が鄭伯の享を受けながら不敬の態度があつた。鄭の子產が之を評して『君國事大國。而隋傲以爲已心。將得死乎。』と云つた大國は覇者の晉國を指す。同年の齊侯が將に晉に朝せんとした時の陳文子の言の『小事大。未獲事焉。』の小は小國の略で齊國、大は大國で覇者晉國を示す如きその例である。大國小國の例は左傳の各處に頻々と見出されるが、皆此の定義を適用し得るから、茲には一端を擧げるに止める。左傳に頻繁に現れる大國小國の名稱は左傳の編纂者——春秋時代から多少とも年を隔てた後代の人であらう——が恣意的に案出使用した言葉であらうか。覇者の會盟が連年行はれ、覇國列國の使臣の來往繁るが如き春秋——特に中期以降——時代に於て列國の使臣が覇國に對し、相互の國を呼ぶ語が何等かの辭令上の定り文句として實在した事固より想像に難くない。昭公六年傳文に、その夏晉に赴いた魯の季孫宿は晉侯の享を受けたが籩豆の數が常禮より多かつた。そこで『武子退。使行人告之。曰小國之事大國也。苟免於討。不敢求貺。得貺不過三獻。今豆有加。下臣弗堪。無乃戾也。』としてこの禮を受くるを謝絶した。此の季武子が行人をして告げしめた辭の中に大國・小國の語がある。之こそ大國・小國が辭令を司る行人の用語であつた事、或は少くとも行人の用語として似合しいと考へられた事を示す。大國・小國の名稱は本來外交辭令を司つた春秋時代の行人の用語であり、後に一般化したものであらう。

此の左傳に於ける覇者の國を大國、列國を小國と呼ぶ國の等級的な稱呼と相關連して考へらるべきものは、同じく左傳に於いて覇者に對して附せられた稱號である。卽ち左傳は覇者の身分を普通の列國の諸侯と區別せんが爲に種々の特別な用語を案出してゐる。その或者は全然他の古典に其の類似を見出し得ぬなき特種の稱號をなしてゐるのである。

成公二年傳に齊が鞌朔をして齊との戰の捕虜と戰利品を周に獻ぜしめた。周定王は親ら謁見せず、單襄公をし

て婉曲に『齊甥舅之國也。而大師之後也。寧不亦淫從其欲以怒叔父。抑豈不可諫誨』と辭せしめた。王は『禮之如侯伯克敵。使大夫告慶之禮。降於卿禮一等。』と堂舅を卿ではなく大夫の禮を以て遇した。茲に於ても侯伯と熟して使用せられてゐる。卿と大夫との爵の區別が明に記せられてゐるに對して、諸侯の等爵は公侯伯子男の一を擧げず侯伯と熟して使用してゐる。此侯伯は普通の列國諸侯に對して左傳が特に用ゐた覇者たるものを示すの稱號であつた。

襄公四年傳文に、夏晉に赴いた魯使者叔孫豹が晉侯の享を受けて、肆夏の樂文王歌を聽いて拜せず、鹿鳴四牡皇皇々者を歌ふに及んで三拜した。その理由を『三夏。天子所以享元侯也。使臣弗敢與聞。』と說明した。その辭中にある元侯の語は杜注に『元侯牧伯』と云ひ。正義は周禮大宗伯の八命作牧。九命作伯。鄭注を引いて伯は諸侯に長たる方伯、牧は州の長伯であつて、元は長の義であるから元侯は卽ち牧伯に當ると云ふ。

然し前述の如く左傳には諸侯及覇者の命數を明示する規定を全く傳へてゐないのであるから、前述の元侯に就ても命數を基準とした周禮の規定を其儘に適用することは嚴重に警戒されねばならぬこと論を待たぬ。此の命數の規定を別として此の「元侯」の稱號が普通の列國諸侯とは異り、覇者の身分を表す特殊の用語であることは疑無い。

左傳の「元侯」或は「侯伯」等の特殊の稱號を覇者に附してゐることは正に盟主の國を大國・列國を小國とする左傳の用語と共に、同一の事情の生んだ結果である。

本來は行人の用語である大國・小國が次第に一般化して國の格式を示す名稱となる傾向が見えて來る間にあつて大國と小國との二稱では諸侯國の全體の位級として不完全であるので別に之を補充する用語として列國なる語

が生れた。昭公二十三年傳の晉國に使して邾人の讒訴の爲囚えられ邾大夫と對問せしめられた魯の使者叔孫婼が毅然として邾大夫と同坐審問を拒否した時の辭に『列國之卿。當小國之君。固周制也。邾又夷也。寡君之命。介子服回在。請使當之。不敢廢周制故也。』と云つてゐる。邾子の如き魯の隣國で屢々來朝してゐる魯よりは稍格式の下る國に對して、魯は自ら覇者の國ではないが、之より一級上の國であるとして列國の名稱を以つて自ら呼んでゐるのである。

此の國の格式が正常の用語化するならば、大國即ち晉楚或は齊の如き覇主の國、列國即ち魯衞の如き獨立侯國、更に邾子の如き小國との三級となる可能性がある。然し最初に擧げた大國・次國・小國の等級制は夫自身として發展する事なく、諸侯の稱號と相連絡ある爵制による等級化の方へ進んだのである。

五

第四節にも述べた如く左傳の原本の部分に於ては公・侯・伯・子・男の諸侯の五等爵の位級の意識は明瞭に現れて居ない。公羊傳に於ては第二節にも示した通り、春秋の諸侯は公・侯・伯子男の三等制の位級があることを明晰に說いてゐる。前漢武帝時代の公羊學者董仲舒は之に就いて理論的な解釋を與へてゐる。彼は

『春秋曰。伯子男一也。……何以爲一。曰周爵五等。春秋三等。……』『春秋曰。杞伯來朝。王者之後稱公。杞何以稱伯。春秋上黜夏。下存周。以春秋當新王。……王者之法。必正號。紼王謂之帝。封其後以小國。使奉祀之。下存二王之後。以大國使服其服。行其禮樂。稱客而朝。……是故周人之王。……下存禹之後於杞。存湯之後於宋。以方百里爵稱公……。春秋作新王之事。變周之制。當正黑統。而殷周爲王者之後。紼夏改號。禹謂之帝。』（春秋

繁露三代改制質文第二十三）と云ひ、周の爵公・侯・伯・子・男を改正した春秋の新法である。王者は自己の王朝に先づ二王朝の後裔を特に保存し、大國として其の王朝禮樂制度を奉行し、王の朝會には客として列する。春秋は新王の法を說くものであるから、夏の後の杞國は伯爵として小國の列に入れ、殷の後宋と周とを王者の後とし大國の公とするのであると云ふ。

董仲舒が春秋の筆法を解釋せんとした理論が確固たる歷史的な根據を持つものでないことは言を待たない。周の諸侯の公・侯・伯・子・男の五等爵制が西周初から東周にかけての實在の制度であるか否かゞ、既に問題である。郭沫若氏の金文所無考文中の五等爵條（金文叢考所收）或は傅斯年の論五等爵（國立中央研究院歷史語言研究所集刊第二本第一分所收）等を始め多くの近人の五等爵に關する疑問は皆、周の五等爵制が實在の制度であるか否かの點に集中されてゐるのである。周書の五誥或は金文の中の「令彝」の如き周初の最も確實な直接の文獻には、五等爵制の中の個々の稱號侯或は男の如きものはあるが、公・侯・伯・子・男の位階、五等爵制の完全した體系を認める事が出來ない事は、既に郭・傅二氏の辯證でも明白動かし得ない所である。吾人は今更之を本論文で繰返して述べる愚を避ける。

但郭傅二氏が春秋經に見える公・侯・子・伯・男の五つの稱號を不定に使用する若干の例、或は金文と春秋との稱號との不一致から、春秋時代の諸侯稱號が全く不定的のものと斷じたのは稍行き過ぎの觀がある。

翟同祖氏が其著「中國封建社會」に於て論じた如く、春秋の諸侯稱號の不定は僅少の例外に過ぎず、大部分は稱號が一定してゐるのである。稱號には本來一定の位級上下の關係は現はされてゐない。諸侯の稱號の位級を判定する資料は春秋經に見える諸侯會盟の際に於ける盟を承ける列次である。然し諸侯の盟會に於ける位次は、普通の五等爵の最高なる宋公が覇者たる齊侯晉侯或は楚子の下に位する外、伯・子・男等の位次は各々特種の事情に

よつて國により略一定の位置にはあるが、五等爵の位とは一致しない。故に四節の始に引用した成公二年の孔氏正義には、春秋の盟會の順位は公・侯伯・子男の三等制の爵とも無關係で、全く國の大小の實力に依つて規定されたので、孔子は單に魯國の歷史記錄を其儘に沿用し、特別な改修を行はなかつたと說いてゐるのである。此の孔氏の見方は大體に於て當を得てゐる。

顧頡剛氏は前揭論文に「戰國秦漢人的造僞與辨僞」に於て公・侯・伯・子・男の五等爵は全く春秋作者の意を以つて定めた位級だと云つてゐる。果して然るか。吾人は寧ろ諸侯爵制の意識は旣に春秋末期に起原すると考へるものである。前節にも明らかとした如く、春秋の大國覇者が盟主となり列國或は小國を統率し、互ひに連盟を行つた時代に於て、盟主の國と一般列國更にその列國の附庸の位置にある小國との間國としての格式の相違が意識せられ始めた。之は諸國の君主、卿大夫の禮遇と云ふ聘使會盟の來往激しい春秋時代に於て、行人等の職の頭を惱ます問題であつたので、大國・次國・小國の等級も出來つゝあつたことは已に述べた如くである。

一方に於て此の諸列國の雜多の稱號を盟會の位次と相連關せしめ、稱號を一定の上下位級と解し、之を覇者への貢賦定額と比例せしめんとする方法が提出された。第二節に擧げた昭公四年の申の會に鄭子產が、昭公十三年黃池の會に魯の子服景伯が言及した制度は當に之である。鄭の子產魯の子服景伯の辭令が何處迄歷史事實を反映するものであらうか。此の問題は同時代の列國の國內國際の事情を考察することにより大體判定出來るであらう。先づ鄭國の子產の場合から考へて見やう。

鄭國は春秋初期に於ては鄭莊公の如き東周の王室に卿士となり、中原に活躍した時代もあるが、春秋の中期以降は黃河北岸に進出した晉國と南方より黃河流域に北侵して來た楚國との兩覇者の間に介して、楚の勢力強き時

には楚に、晉の勢強き時には晉に絕えず兩國の間を往來して、その勢力の均衡を利用して僅に國を維持したのである。鄭の子產はかゝる鄭國の國際的地位が產み出した大外交家にして大政治家であつた。鄭が苦んだのは單に晉・楚兩國の政治的壓迫のみではない。軍事的な侵略は、外交的手段により兩國を操る事によつてその直接災害を避けねばならぬ。かくて平和の間にも、兩國の政治的壓力は絕えざる貢賦を鄭國に要求した。此の要求は容易に拒絕し得ない性質のものであつた。

昭公四年の楚靈王の霸者となつて蔡侯・陳侯・鄭伯・許男・徐子・滕子・頓子・胡子・小邾子・宋世子佐・淮夷を申に會した會盟は實に楚に取つては劃期的の大事業であつた。會に先つて楚王は臣椒擧に會盟の方法を聞いた。椒擧は之に『臣聞諸侯無歸。今君始得諸侯。其愼禮矣。霸之濟否。在此會也。夏啓有鈞臺之享。商湯有景亳之命。周武有孟津之誓。成有岐陽之蒐。康有酆宮之朝。穆有塗山之會。齊桓有召陵之師。晉文有踐土之盟。君其何用。宋向戌鄭公孫僑在。諸侯之良也。君其選焉。』と多數の歷史的會盟の例を擧げ何れの先例によつて申の會を爲さんか隨意に選べと云つた。楚王は『吾用齊桓。』と答へたので宋の左師向戌と鄭公孫僑卽子產に禮を問はすことゝなつたのである。その模範となつたのは齊桓公の召陵の會なる中原の霸者の會盟方法であつた。

當時の中原の霸者晉が小諸侯國に對して如何なる政策を以つて臨んで居たか。襄公二十九年傳文に晉より魯國に來使して魯の侵した杞田を治めて魯に歸さしめた、魯は之に哀訴して魯の盟主晉國に對する貢賦の狀態を記して、『魯之於晉也。職貢不乏。玩好時至。公卿大夫。相繼於朝。史不絕書。府無虛月。如是可矣。何必瘠魯以肥杞』と云つてゐる。嘗て古くは齊桓公の霸業時代から、會盟に霸主が主盟者となり、或は諸侯が共同の防衞に軍隊を屯戍征伐に派出する事、又軍賦を負擔し、列國相助ける事を約した事は恐らく存在したであらう。然しこの

覇業の性質は晉の覇業が繼續する間に大に變質して來て、春秋中期以降、魯宣公成公襄公昭公時代に至りて、覇者の晉國の小國に對する誅求は漸く度を越えて來た。前に掲ぐる襄公二十九年傳文はその一例に過ぎない。宣公十四年傳文に孟獻子が魯公に強國に楚子に會せんことを勸めた時の辭に『臣聞小國之免於大國也。聘而獻物。於是乎有庭實旅百。朝而獻功。於是有容貌采章。嘉淑。而有加貨。謀其不免也。誅而薦賄。則考及也。』と賄を以つて覇者、強國の歡心を買ふべきことを云ふを始めとして、晉國の誅求の例は夥しい。襄二十二年傳文には晉が鄭の朝貢を促したに際して子產が使者として晉に到つた。その際の答辯の內には、鄭が一定の時期を隔てゝ朝貢の義務を劣らなかつた事を述べ、その後に朝貢以外に『不朝之間。無歲不聘。無役不從。以大國政令之無常。國家罷病。不虞菑至。無月不惕。豈敢忘職。……』と云つたものも其の一例である。かゝる強國への貢獻の風は前引宣十八年の如く、最初專ら武力に賴つた南方の楚國にも行はれ始めた。

宋の左師向戌が楚靈王に獻じた公が諸侯を會する禮、或は鄭子產の獻じた伯子男が公に會する禮の內容は知るを得ない。唯齊桓公の會禮を復興すると云へば、晉式の覇業の殆んど藝の無い小國より貢納の徵收に對して或る限制を附せんとする禮を提唱したに相違ない。

然し如何なる制限を設けたにしても、南方の覇者に新たに隷屬した鄭は、之に負擔する貢獻を國內にて徵收する方策を考へねばならぬ。鄭に歸國した子產が最初に着手したのは賦の改革である。昭公四年傳文には、子產が丘賦の法を作り、その結果國民の怨望を買つた。子產は國家存亡の危機に際して、國民の非謗を無視して國民負擔の急增を意とせずして强行した。蓋子產は楚に對しては伯子男の小國が覇者の國たる楚に負擔すべき貢賦の定額を決定すると共に、國內に於て、その楚國への決定貢賦額に充當さるべきだけの財源を獲得せんとしたのであ

らう。子産の外交政策は國外に於て無制限貢献を拒否する。昭十二年傳文には晉國への貢獻を制限せんとすることを語つてゐる。楚に對しても同斷であつたらう。

前引の鄭伯南也の子産の辭は、昭公十三年の劉子・晉侯・齊侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・杞子・薛伯・滕伯・小邾子の平丘の會盟に子産が承を爭つた時の言である。承とは杜預の注によると貢賦の次であると云ふ。子産は曰く、『晉者天子班貢。輕重以列。列尊貢重。周之制也。卑而貢重者何服也。鄭伯男也。而使從公侯之貢。懼弗給也。敢以爲請。諸侯請兵。好以爲事。行理之命。無月不至。貢之無藝。小國有闕。所以得罪也。諸侯脩盟。存小國也。貢獻無極。亡可待也。存亡之制。將在今矣。』と云つて、遂に晉人をして許さしめた。

子産は周制は盟會の際の列位と負擔すべき貢賦とは相應すると云つてゐる。盟會の位を見ると鄭伯は齊侯・宋公・衞侯に次ぎ茲では曹伯の上にある。以下は莒子邾子等の附庸に近き全くの小國が列し、鄭は曹伯と共に侯の大國と子の小國との中間にある。公侯伯國の貢賦の數に從ふか子男の制に從ふか最も問題をなす位置にある。然して此の平丘會の列位には現れないが、多くの會盟例へば僖公五年の首止の會に『公及齊侯・宋公・陳侯・衞侯・鄭伯・許男・曹伯會王世子于首止。』の如く許男は必らず鄭伯の後に來る。許は隱六年鄭が泰山下邑と交換に魯より得た屬國であつた。『鄭伯男也』は自らの貢獻の負擔の少きを欲した鄭國が、盟會に常に己の下列にある附庸國許の稱號男と自己の爵が同一位なるを强調せん爲子産が一の現實的要求を爵制理論に擬裝表現したものである。

鄭子産が述べた諸國の盟會の列位と霸者に對して負ふ貢賦とは相關關係があり、列位高いものが負擔が重いと云ふ制は、果して春秋の終始を通じた霸者からの制であるか。吾人は寧ろ春秋中期成襄時代の晉楚の無制限の誅求により、小國漸く負擔に堪え難くなつ來た昭公四年の申の會盟に於て、楚靈王の霸業會盟が齊桓公の時代の會

盟の禮を採用せんとし、宋向戌及び鄭子產から敎へられた、無制限なる小國誅求を廢して諸侯が周の格式により一定の標準によつて覇者への貢賦を負擔せんとする空氣が生むに至つた制度ではないかと推察する。

此の際、中原の名外交家子產の案出し、更に昭公十三年の晉の平丘の會に於て晉に對して要求した諸侯の軍賦負擔は會盟の列位に應じ、又諸侯の稱號の階級に應ずると云ふ方案であつた。鄭の子產は自國が侯なる稱號をとらず、又嘗て許男と列位を班した故事によつて、公侯を列國として、自己と同格の陳、蔡諸國の班に入らず、子・男の小附庸國と同列に入る制度を舊制とし認めしめたのである。鄭國は之により魯・衞・陳等の列國より小額の貢賦を負擔するに止まつたのである。之は鄭子產の外交手腕により收めた驚くべき成功であつた。

申の會に於て、子產が楚靈王に獻じたと云ふ伯子男の公に會する禮は、當に之の草案であつた。それが齊桓公の遺制の名の下に楚に輸入されたのである。この齊桓公の遺制なる傳承は全く無稽ではないかも知れない。夫は公羊傳の三等制は全く鄭子產の所謂公會伯子男禮——齊桓公召陵會禮——と一致するかの如く見えるからである。

諸侯貢賦及び列位を規定する爵制に就て、春秋末期に提出せられた鄭の會盟禮の草案が唯一ではない。第二節に前者と共に引用した如く鄭の子服景伯の案も亦別の特色を持つものである。之は伯の會については伯(＝覇者)・侯・子男の三級を認め、之と並んで王の會盟の禮が述べられる。

この場合には、伯が侯牧を率ゐて王に謁見せしむると云ふ。王・伯・侯牧の三爵が考へられてゐる。此の哀公十三年の說に出て來る爵の稱號及び位級は禮記曲禮の說と不思議の類似を持つてゐる。禮記曲禮篇は

五官之長曰伯。是職方。其擯於天子也。曰天子之吏。天子同姓。謂之伯父。異姓。謂之伯舅。自稱於諸伯。曰天子之老。於外曰公。於其國曰君。

九州之長。入于天子之國曰牧。天子同姓謂之叔父。異姓謂之叔舅。於外曰侯。於其國曰君。其在東夷北狄西戎南蠻。雖大曰子。於內自稱曰不穀。於外稱曰王老。庶方小侯入天子國。曰某人。於外曰子。自稱曰孤。

と、伯卽ち公、牧卽ち侯、蠻族の國及小國の子と三つの稱號の說明を與へてゐる。第一の五官長伯は左傳の王會及び伯會の現れる伯に外ならぬ。第二の九州長牧は左傳王會の侯牧、伯會の侯に當る。第三の子は左傳の子男の子で、男が略されてゐる。大體に於て子服景伯說と曲禮とは一致する。之は齊を起原とし鄭に發展した三等爵制に對して別に魯で特に發展した學說らしい。魯は春秋末期晉と齊と吳との三國の間に於て鄭と同じく貢賦の誅求に苦んだ。然し魯は鄭と異り、周公の正統としての傳統の自覺を持つ。自己の稱號侯の爵制化に當り子男を率ゐるものとしての權威を持たしてゐる。子服景伯の爵制は實に魯國の此の傳統と自覺との生み出した魯國中心の諸侯爵制の理論であると云つてもよい。伯を子男と區別する孟子・王制說はこの子服景伯曲禮に代表される魯の傳統を引くものかも知れない。

孟子書中には孔子が春秋を作つた動機を述べ、或は『世衰道微。邪說暴行有作。臣弑其君者有之。子弑其父者有之。孔子懼作春秋。春秋天子之事也。是故孔子曰。知我者。其惟春秋乎。罪我者其惟春秋乎。……孔子成春秋、而亂臣賊子懼。』（滕文公下）と云ひ、又春秋後の戰爭を批判して『春秋無義戰。彼善於此則有之矣。征者上伐下也。敵國不相征也。』と云ひ、更に『王者之迹熄而詩亡。詩亡然後春秋作。晉之乘・楚之檮杌・魯之春秋一也。其事則齊桓晉文。其文則史。孔子曰。其義則丘竊取之矣。』と春秋の成立を說き、春秋が魯の史記を基として、覇者の歷史を孔子自ら之に大義を寓して記述したと云ふ。之は春秋の特質を一言に現はしたものであつて、春秋の學

に深き者に非ずんば能く道破し得ない所であらう。

孟子の春秋學の造詣を考慮に入れるならば、諸侯班爵秩制の根據となつた傳聞が、春秋經に對する解釋たる春秋傳の一種であつた事は殆ど疑無いであらう。孟子の據つたと云ふ傳聞は春秋傳を意味するのではないか。春秋經は一の文獻であるが、之に對する解釋は師弟の相承する口頭の傳承であるが故に傳聞と呼ばれたのでないか。孟子の依據した春秋傳が、公羊・穀梁・左氏三傳の何れであるか。或は現在既に佚して仕舞つた鄒氏、夾氏傳の如きであるか。本田博士は孟子の春秋說は「左傳」に最も近似すると云ふ意見を述べられてゐるが尙決定的な事は云へない。孟子と左傳と近似してゐる事が事實としても、現在の形の左傳が孟子說と直接關係があるのではなくして、恐らく孟子と孟子時代の原本左傳との關係に歸せらるべきであらう（「支那經學史」論」九五頁）。

結　語

之を要するに、春秋左傳の原本的部分には諸侯五等爵制の意識が稀薄である。春秋に見える諸侯の五つの稱號を位級化の最も完成したのは孟子より系統を引く王制の製作時代に於てゞある。然し五稱號の位級化は決して、孔門の一派の春秋經典化の時に始つたのではない。春秋末期に於ける會盟に參加した諸侯の覇者に對する貢賦負擔の限制を與へんとする方案に起原を有する。現在の左傳には、鄭と魯との兩國の提出した二方案が傳承されてゐるのであつて、一は公羊傳、一は曲禮・孟子へ系統を引いてゐる。

（昭和十二年十月五日稿）